

厚木市立厚木小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等のための基本的な考え方

(1) いじめの定義 (いじめ防止対策推進法 第2条)

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第2条第1項では、「この法律において「いじめ」とは児童等※に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定められています。

また、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定。平成29年3月14日最終改定。以下「国の基本方針」という。）には、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた子どもの立場に立つて行うことと示されています。以上のことから、厚木市いじめ防止基本方針（以下「本方針」という。）におけるいじめの定義は、法及び国の基本方針の定義にならうものとしします。

(2) いじめ防止等のために大切にしたいこと

いじめは、単に子どもたちだけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いを反映した社会問題であるという指摘があります。

近年のいじめは、いじめている側にその自覚がないまま、相手の気持ちや痛みを慮ることなく遊び半分で行うものや、子どもたちの中で広がる、いわゆるキャラ等の上下関係等の中で行われるものなどがあり、いじめが日常化・透明化される危険があることが指摘されています。また、インターネットの発達により、子どもたちが直接的に会っていない場面でも、誹謗や中傷等がされるなど、ますます顕在化しにくくなっている現状もあります。

その背景には、子どもたち同士の複雑な人間関係や心の問題も存在しており、以下の視点を持って子どもを取り巻く社会全体で、いじめの問題に向き合うことが必要となります。

○いじめは、いじめを受けた子どもの尊厳を損なう絶対に許されない人権侵害行為である。
○いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。

- ① 分かる授業を心がけ、きめ細やかな支援と児童一人一人の居場所作りに努める。
- ② いじめの対策は、「未然防止」「早期発見」「適切な対処」を柱とし、教職員チーム一丸となって組織的な取組をすることを基本とする。また、児童生徒の心身に重大な被害を及ぼす事案があった場合に備え、関係機関等との組織的な対応に備える必要がある。
- ③ 家庭・地域との連携を密にとって幅広い視野で子どもたちの指導・支援にあたる。

2 学校の具体的な取組

(1) 取組年間計画

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
内容	授業参観懇談会 (児童、PTA)	家庭訪問 児童生活週間 (児童、PTA)	土曜授業 児童生活週間 (児童、PTA)	学校評価 児童生活週間 (児童、PTA)		運動会 児童生活週間 (児童、PTA)	アタリ 児童生活週間 (児童、PTA)	授業参観懇談会 (児童、PTA)	人権週間 児童生活週間 (児童、PTA)	あいさつ運動 (児童、PTA)	授業参観懇談会 6年生を送る会 (児童、PTA)	卒業式 児童生活週間 (児童、PTA)

(2) 厚木小学校いじめ防止対策組織

No.	関係団体等	役職等
1	厚木北地区青少年健全育成会	会長
2		相談員
3		指導員
4	心理・福祉関係団体	スクールカウンセラー
5		主任児童委員
6		民生委員
7	警察・法務局	少年補導員
8		保護司
9	家庭・PTA	会長・校外生活委員長
10	学校	校長・教頭・児童指導担当

(3) 未然防止のための取組

- 学級活動を充実させ、児童一人一人に居場所のある学級・学年経営に努めます。
- 発達段階に応じた行事を積極的に設定し、児童の活躍の場を設定します。
- 教員は「分かる授業」を心がけ、教材や指導法について互いに研鑽をします。
- いじめに関する教職員研修を実施し、指導力を高めます。
- 小・中連携を推進し、「指導をつなぐ」取組を、学習面・生活面双方で充実させます。
- インターネット等を利用したいじめの未然防止、早期発見にむけた学習を実施します。

(4) 早期発見のための取組

- アンケートや教育相談等により、児童の声を聴く機会を設けます。
- 児童が、気軽に相談できるような学級経営・人間関係づくりに努めます。
- 保護者の方が、気軽に相談できるように、懇談会やレクレーション等にPTAと協働して取組
- 職員間での児童観察による情報交換を毎日行います。
- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、子どもが、日頃の生活やインターネット上ででのやりとり等において抱いた不安・悩みを相談できる場面や窓口を設けます。

(5) 適切な対処のための取組

- 「未然防止」に係る取組の中で気になる様子があった場合は、「いじめ」であるか否かにとらわれることなく、迅速かつ組織的に、事実確認等、本人との教育相談に取り組みます。
- 被害を受けている児童の訴えを受け、組織的に指導方針を検討し、保護者に連絡をします。
- 加害児童について、行為の間違ひについては毅然と指導し、保護者にも支援を依頼します。
- 加害児童がその行為に至った背景等については、不適切な行為(加害行為)がなくなったことを確認した上で、教育相談等を進め、その解決策について組織的に支援します。
- 継続的な支援が必要な場合には、保護者と相談のうえ、関係機関等との連携も含めて対応し
- 社会で「犯罪」行為と認められる内容のいじめについては、警察との連携も積極的に視野に入れながら指導をします。(暴行・傷害・窃盗・恐喝・強要など)また、緊急の場合には即通報します。

(6) 重大事態への対処

- 重大事案発生時には速やかに教育委員会に報告し、指導について相談をします。
- 「いじめ防止等対策のための組織」で緊急連絡会を開き、「調査組織」の構成員を決めます
- 「調査組織」は迅速に事実確認をし、適宜被害保護者に情報提供をします。

